

七尾市立能登香島中学校服装規定

七尾市立能登香島中学校

この服装規定をしっかりと守り、正しい習慣・服装を身につけ能登香島中学校生徒としての、**自覚と誇り**を持った立派な行動ができるよう心がけましょう。

Ⅰ. 服 装

(Ⅰ) 制 服

① 冬服

制服およびズボン

- ・制服は黒の標準学生服（日被連の標準マークがついたもの）とする。
- ・ボタンは本校規定のものとする。
- ・カラーは規定のものを使用する。また、カラーが付属している標準服も可とする。
- ・ベルトの色は黒とし、極端に太いものや、細いものは禁止する。

セーラー服およびスカート

- ・制服は紺色のセーラー服で白線3本とする。
- ・セーラー服の袖ボタンを留める。
- ・ネクタイは本校規定のものを使用し、ネクタイ通しを必ず使用する。
長さはネクタイ通しから20cm程度とする。
- ・スカートは紺色のひだスカートで、スカートの長さは膝頭が隠れていること。
- ・スカートを腰のところで折り曲げてはかない。

セーラー服および紺色学生ズボン

- ・制服は紺色のセーラー服で白線3本とする。
- ・セーラー服の袖ボタンを留める。
- ・ズボンは紺色の学生ズボン
- ・ネクタイは本校規定のものを使用し、ネクタイ通しを必ず使用する。
長さはネクタイ通しから20cm程度とする。
- ・ベルトの色は黒とし、極端に太いものや、細いものは禁止する。

〈制服・セーラー服の下に着るものについて〉

- ・制服の下は白カッターシャツか白・黒・紺・グレー系のものとする。（ワンポイント可）
- ・セーラー服の下はセーラーズニットか白・黒・紺・グレー系のものとする。（ワンポイント可）
- ・冬場は、白・黒・紺・グレー系のセーター等を制服の下に着用してもよい。（ワンポイント可）
ただし、制服からはみ出さないように着用する。
- ・肌着は外から見て目立たない程度の色の肌着を着用する。（体操服は不可）

② 夏服

- ・男女とも白のカッターシャツに替える。
- ・移行期間は設定しない。気候に応じて各自で判断する。

③ 名札について

- ・名札は登校後、係の生徒が職員室から名札ボックスを教室へ持ってきて、教室で配布する。
終礼時に名札を回収し、係の生徒が職員室へ返却する
- ・在校中は左胸部のポケットの上に名札をつける。（クリップ式名札）

(2) ストッキング・タイツ・ソックスについて

- ・靴下は白色・黒色・紺色とする。

(3) 体育時の服装

- ・規定のトレーニングウェアの上下とする。
- ・半袖シャツをハーフパンツの中に入れる。
- ・暑い時期は規定の半袖シャツ、ハーフパンツとする。
- ・シューズは本校規定のものとする。

(4) 清掃時の服装

- ・男子は制服の上着を脱ぐ。(冬の寒い日などは着てもよい。)
- ・女子はセーラー服からネクタイを取り、体育時のトレパンまたはハーフパンツにかえる。
- ・カッターシャツの場合は、男子は学生ズボン、女子はトレパンまたはハーフパンツに入れる。

(5) 頭髪・身だしなみ等

- ・髪型は清潔感があり、中学生らしい品位を損なわないものとする。
- ・学習や活動に支障が生じないように、髪の長い(肩にかかる)生徒は、黒等のゴムで結ぶようにする。
- ・中学生としてふさわしい身だしなみを大切に、化粧等は行わない。
- ・汗拭きシート等は、他の人が不快にならないよう配慮する。

(6) 通学時の靴について

- ・本校規定のものとする。
- ・靴の内側の記名欄に必ず名前を書く。
- ・天候が悪い日や冬場、長靴またはスノトレをはく場合は派手なものや飾りのついた華美なもの、高価でないものとする。

(7) 防寒着について

《防寒着》

- ・ウインドブレーカー等、部活動でそろえたものについては、それを着用してもよい。
- ・部活動でそろえた物以外を着用する場合は、高価、華美でない物とする。

《防寒具》

- ・マフラーをはじめとした防寒するものを着用する場合は、高価、華美でないものとする。

(8) 学生カバン・セカンドバッグについて

- ・本校規定の学生カバン・セカンドバッグとする。
- ・各部で統一して購入したセカンドバッグについては、これを認める。
- ・カバン、セカンドバッグの取り違いを無くすために、キーホルダーを一つ付けてもよい。ただし大きさは自分の握りこぶしより小さいものとする。